

安倍政権による集団的自衛権行使容認などの解釈改憲策動に反対する

法律家6団体共同声明

- 1 安倍晋三首相は、5月15日、自らが設置した「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）による報告書の提出を受けて、即日、記者会見を行い、政府としての「基本的方向性」を発表した。

この「基本的方向性」では、報告書が示した集団的自衛権・集団安全保障措置等の全面解禁と集団的自衛権限定容認論なるもののうち、前者は「政府として採用できない」としつつ、後者については「今後さらに研究を進めていきたい」とした。

さらに、安倍首相は、今通常国会の期限である6月22日までに閣議決定を行い、憲法解釈を変更して集団的自衛権行使を容認すると繰り返し明言している。

- 2 しかし、報告書の中の限定容認論で語られている集団的自衛権の「行使要件」は、実態的には何らの限定にならないものである。なぜならば、「我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」や「武力攻撃を受けた国の明示の要請又は同意」という要件は、集団的自衛権の定義そのものであるからである。また、「第三国を軍隊が通過する場合の当該国の同意」は、国際法上必要とされる条件であり、「事前又は事後における国会の承認」や「政府による政策判断と閣議決定」などは国内法上当然に要求される手続きであるからである。むしろ、集団的自衛権が、いわゆる「地球の裏側」で行使することも否定されていない。

これに基づけば、憲法の基本原理である平和主義を捨てて、日本がアメリカとともに海外で「戦争する国」になることは明らかであり、今年12月に予定されている日米新ガイドラインの改定交渉を通じて、アメリカとの軍事協力の緊密化、日本の軍事分担の増大に突き進むことになるであろう。

このようなことを、政府の憲法解釈の変更によって行うことは、憲法9条に違反するばかりか、憲法に基づく政治という意味での立憲主義にも反すると言わねばならない。

- 3 また、安倍首相は、記者会見で、集団的自衛権の行使は、「国民の命と暮らしを守るため」に必要であるとして、「米艦船による在外日本人の救出・輸送」の事例を示したが、この事例は現実性に欠ける想定である。緊急時の在外邦人の避難のためなら、民間航空機をチャーターする方が、はるかに迅速で安全・確実にきめ細かく対応できるはずであり、事例は、集団的自衛権行使の必

要を根拠づけるものとはおよそなりえない。

私たちは、こうした欺罔によって国民を誘導しようとする政府の方針に対して、断固として抗議する。

- 4 「基本的方向性」の公表を受けて、政府・与党内では、さっそく、武力攻撃に至らない侵害（いわゆるグレーゾーン）への対応やPKO活動などでの自衛隊のいわゆる「駆け付け警護」などについての検討が進められている。これらは、従来からの政府方針によれば、日本国憲法9条のもとで制限ないし抑制されてきたものであるが、報告書は、これらについて「憲法上の制約」を取り払い、今後は政策的に判断して、立法等で対応できるものとしている。これは、憲法9条の意義を、政府の勝手な解釈によって大きく減ずることに他ならない。

こうした策動に対しても、私たちは強く抗議し、憲法9条の堅持を求めるものである。

- 5 本日の講演のなかで、浅井基文教授は、東アジアの平和実現のためには安倍政権の対米従属の姿勢と中国脅威論の強調が弊害となっていること、憲法が指し示す「力によらない平和」観に基づいて、対話・外交によって如何なる問題にも粘り強く取り組む基本姿勢を維持すべきことを強調された。そして、私たち主権者が主体的に行動することによって、海外戦争への途を開く集団的自衛権の行使容認などの解釈改憲を阻止することができることも、あわせて強調された。

私たち法律家7団体は、本日の学習会と討議を踏まえ、いかなる形をとるものにせよ集団的自衛権の行使容認の動きと、憲法9条の意義を掘り崩すあらゆる動きに対して反対していくことを、ここに表明するものである。

2014年6月16日

社会文化法律センター	代表理事	中野 新・宮里 邦雄
自由法曹団	団 長	篠原 義仁
青年法律家協会弁護士学者合同部会	議 長	原 和良
日本国際法律家協会	会 長	大熊 政一
日本反核法律家協会	会 長	佐々木 猛也
日本民主法律家協会	理 事 長	渡辺 治